



海上コンテナ輸送の

「標準的な運賃」が 改定されました!!



(令和6年度版)



近畿運輸局



一般社団法人 大阪府トラック協会
海上コンテナ部会



「標準的な運賃」の見直し（国土交通省：令和6年3月告示）

- ・令和6年2月、運輸審議会において審議した結果、新たな「標準的な運賃」を策定。



- ・令和2年4月に告示したトラックの標準的な運賃について、運賃水準を平均8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たな運賃を告示しました。（令和6年3月22日告示）

国 運 審 第 5 5 号
令和6年2月29日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
に関する諮問について

令6第6001号

令和6年1月10日付け国自貨第701号をもって諮問された上記の
事案については、令和6年2月13日に東京都において公聴会を開催し、
審議した結果、次のとおり答申する。

【特殊車両割増】

海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
-----------	----------

※答申書一部抜粋

「標準的な運賃」の見直しポイント（国土交通省：令和6年3月告示）

1. 荷主等への適正な転嫁

- ・ 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- ・ 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】
- ・ 現行の待機時間料に加え、荷役作業ごとの「**積込料・取卸料**」を加算【運賃】
- ・ 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】

燃料サーチャージとは

燃料等の上昇によるコストの増加分を**別建て運賃**として設定する制度のことです。標準的な運賃では、軽油の基準価格を**120円/ℓ**で設定しており、それを上回ると燃料サーチャージが必要になります。

標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 近畿運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

前提条件

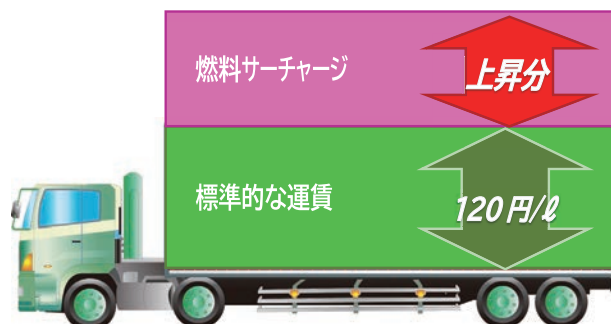
- ・ 走行距離：600km(大阪～東京間)
- ・ 燃料：3.3km/ℓ
- ・ 燃料価格上昇額20円(仮)：算出上の燃料価格上昇額17.5円

計算式

$$\text{走行距離(km)} \div \text{燃費(km/ℓ)} \times \text{算出上の燃費価格上昇額(円/ℓ)} \\ = 600(\text{km}) \div 3.3(\text{km/ℓ}) \times 17.5(\text{円/ℓ}) = 3,182 \text{円}$$

燃料費の上昇分の負担を拒むと**法令違反**となるおそれがあります!!
運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。また、**貨物自動車運送事業法による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象**になります。

燃料サーチャージが適用される価格帯



2. 多重下請構造の是正等

- ・ 「**下請け手数料**」(運賃の**10%**を別に收受)を設定【運賃】
- ・ 元請運送事業者は、実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することを明記【約款】
- ・ 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した電子書面(運送申込書/引受書)を交付することを明記【約款】

3. 多様な運賃・料金設定等

- ・ 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】
- ・ リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」や有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定【運賃】
- ・ 現行の冷蔵冷凍車に加え、**海上コンテナ輸送車**、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- ・ 中止手数料の請求開始可能時期、金額を見直し【約款】
- ・ 運賃、料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能とする**。【約款】

「標準的な運賃」 告示概要

運賃表の種類	<距離制運賃> <時間制運賃>						
地 域	地方運輸局等のブロック(10ブロック)単位						
車 型	バン型の車両で設定						
車 種	小型車 (2tクラス)		中型車 (4tクラス)		大型車 (10tクラス)		トレーラー (20tクラス)
対象となる 運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定						
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算						
料金や実費	料金(待機時間料、積込・取卸料、 附帯業務料)や 実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)につ いては、標準的な運賃に含まれていないため、別途 収受することされています。						運 賃 (運送の役務の対価) + 実 費 (高速道路利用料、フェリー利用料等)
運賃、料金の 適用ルール	運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を 補完する事項を各トラック運送事業者が「運賃料金適用方」として定めます。						
運賃割増率	割 増	特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大型、悪路、冬期、地区割増					
	割 引	長期契約、往復割引					
	その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費 (有料道路、フェリー利用料等)					
	特殊車両割増	海上コンテナ輸送車…………… 4 割					
	休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る…………… 2 割					
	深夜・早朝割増	午後 10時から午前 5時までに運送した距離…………… 2 割					
待機時間料	時 間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	トレーラー (海上コンテナ)	
積込料・取卸料	30 分を超える場合にお いて 30 分までごとに発生 する金額	1,680 円	1,760 円	1,890 円	2,220 円	2,220 円	
	下記に定める積込料・取卸料 の適用時間と併せて2時間 を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	2,010 円	2,110 円	2,270 円	2,670 円	2,670 円	
	30 分までご とに発生する 金額	フォークリ フト又はト ラック搭載 型クレーン を使用した 場合	2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円	2,750 円
		手積み の場合	2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円	2,650 円
	上記に定める 待機時間料の 適用時間と併 せて2時間を を超える場合 において 30 分 までごとに発 生する金額	フォークリ フト又はト ラック搭載 型クレーン を使用した 場合	2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円	3,300 円
手積み の場合		2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円	3,180 円	
その他	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。						

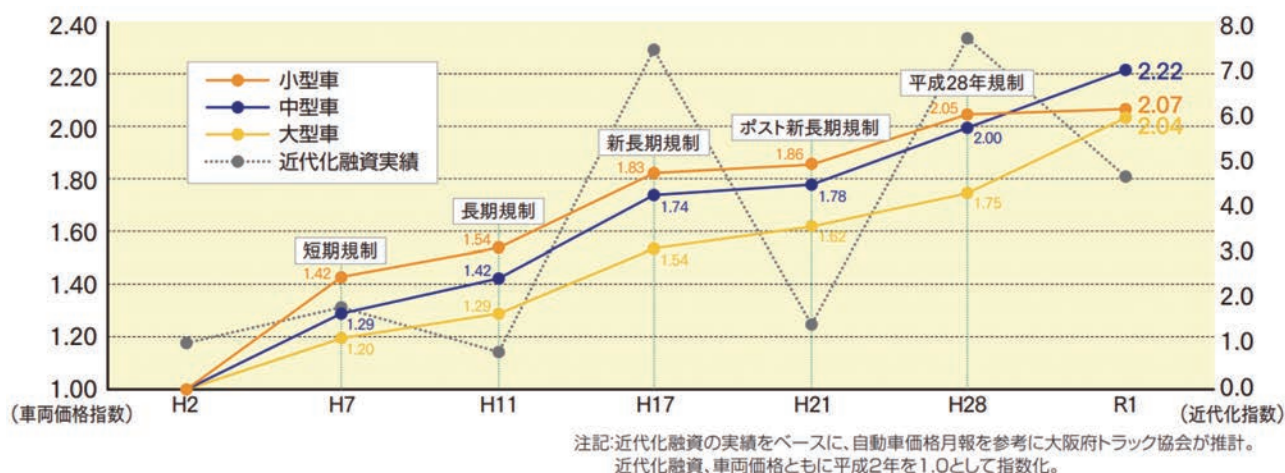
割増となる各種要因にご理解をお願いします！

① 車両の原価が高い

海上コンテナ輸送は、トラクタ（ヘッド）車両に加えて、**海上コンテナ積載専用シャーシ**を用意しなければなりませんので、その分**車両の原価としては高**くなります。

このほか、環境規制のたびに価格が上がり、平成2年当時から2倍以上の価格になっています。また、近年では安全装置の義務付けもあり、運送事業者は早期の買い替えを求められています。

▶▶▶環境規制と車両価格の推移



② 輸送効率が悪い

コンテナの荷下ろしをコンテナヤードに頼らざるを得ない海上コンテナ輸送では、しばしば滞留が発生します。標準的な運賃及び改正約款では、荷主の責により発生した待機については、待機料が発生するとされていますが、滞留したままとなれば長時間の待機を余儀なくされますので、輸送効率は著しく悪化します。



(『夢洲コンテナターミナル前』コンテナ車専用待機場)

海上コンテナ輸送の待機としましては、

《ヤード内待機》



《受荷主様待機》
(お客様待機)

といった構図があります。

割増となる各種要因にご理解をお願いします！

《海上コンテナ積込例》



ヤード入場後、
所定の位置へ移動



ターミナルオペレーター側の準備が整うまで待機、
準備が整えば積込作業



トランスファークレーン
によってシャーシに積込



★改正貨物自動車運送事業法に係る
「標準的な運賃」では、**待機時間**
に応じた料金を、運賃とは別途
收受するものとして、待機時間料が
設定されています。

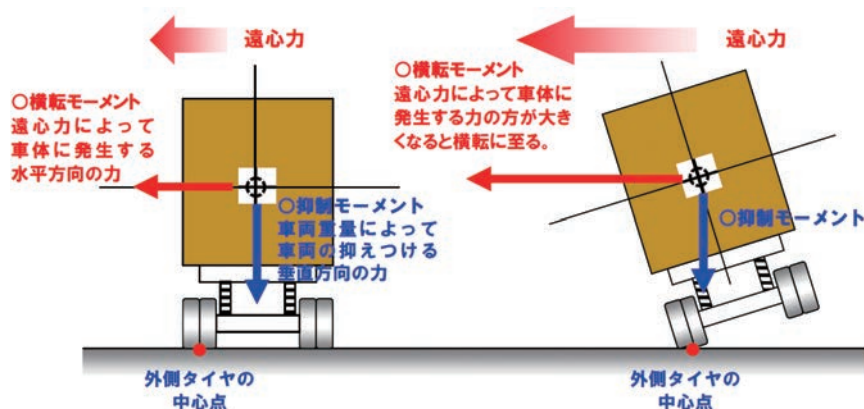
《「標準的な運賃」待機時間料》

時 間	トレーラー (20tクラス)
30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	2,220円

③ 平均速度が遅い

海コン車両は非常にデリケート！！

道路状況に応じて**的確な運転・速度**
を選択する必要があります。



(出典：国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議『国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル』より)

そのため**横転防止等、安全配慮義務の観点**からバン車と比較して
平均速度が遅くなります。

≪（例）平均速度が遅いことに関する考え≫

★「運賃」は「原価」と「利益」で構成されています。

$$\text{運賃} = \text{原価} + \text{利益}$$

※「原価」＝運送にかかる費用

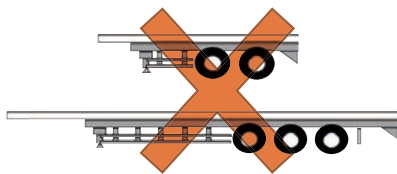
原 価 の 例

- | | |
|--------|---------------------------|
| ①運行費 | (燃料・油脂費、修理費、タイヤチューブ費、尿素水) |
| ②通行料 | (高速道路利用料など) |
| ③車両費 | (減価償却費、リース料など) |
| ④車両の税金 | (自動車取得税、自動車税、自動車重量税) |
| ⑤保険料 | (自賠責保険) |
| ⑥人件費 | (ドライバー) |
| ⑦間接費 | (一般管理費、施設使用料、任意保険、金融費用など) |



同じ距離を進む場合であっても
平均速度が遅いほうが時間がかかりますので、
原価としては高くなります。

★割増率に 20ft/40ft の区別はありません★



「標準的な運賃」においては 20ft・40ft の
区別はなく、トレーラー（20t クラス）
の『4割増』としております。

このほかに海上コンテナ輸送の特殊性として

『ラウンド輸送』というものがあります。

ラウンド輸送遂行のためには、一般的な貸切輸送には無い様々な
手段・手配等によって海上コンテナ輸送事業者それぞれが日々
工夫を重ねており、そのためにも

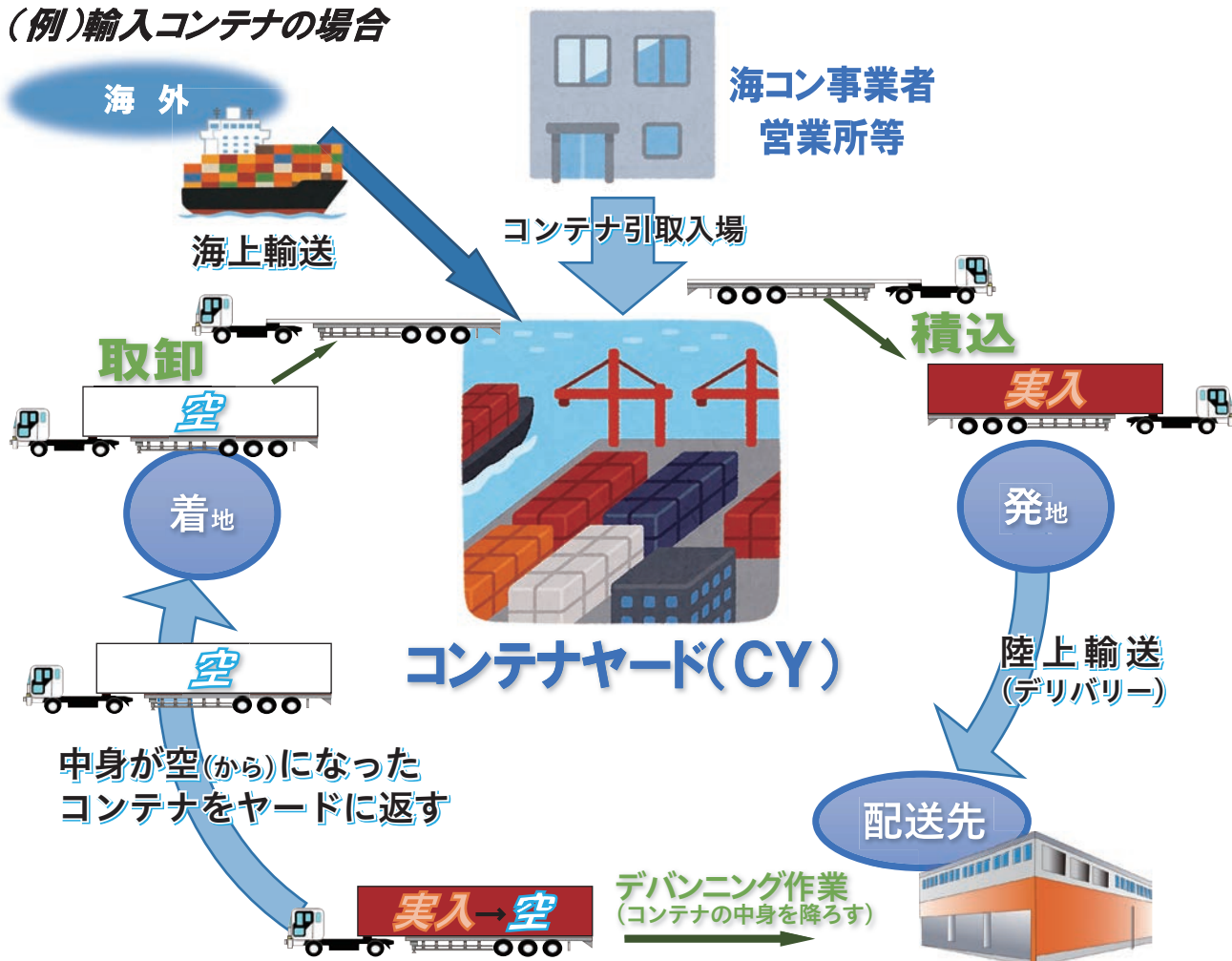
「標準的な運賃」＋ 海コン輸送事業者向けの割増

が必要です。



特徴 特殊な輸送形態『ラウンド輸送』

(例)輸入コンテナの場合



ひとくちに「トラック輸送」といっても様々ですが、発地で積み込んだ荷物（貨物）を、着地（配送先）まで運ぶ行為がいわゆる一般的な貸切輸送です。

一方で、海上コンテナについては『コンテナそのものが貨物』になります。『海上コンテナだけが積み込める専用シャーシ（台車）』に積み込んだ実入コンテナは、配送先への輸送を終えたあと、コンテナを元のコンテナヤードまで返す必要があるため、発地も着地も同じコンテナヤードとなることから、一般的なトラック輸送と異なる特徴です。このような輸送形態のことを【ラウンド輸送】といいます。

(参考例) …大阪夢洲で積み込み、高槻の受荷主様でデバンニングする場合…



「標準的な運賃」の海上コンテナ輸送車の割増率における考えに基づく、デバンニング先の40 kmのところで算定します。

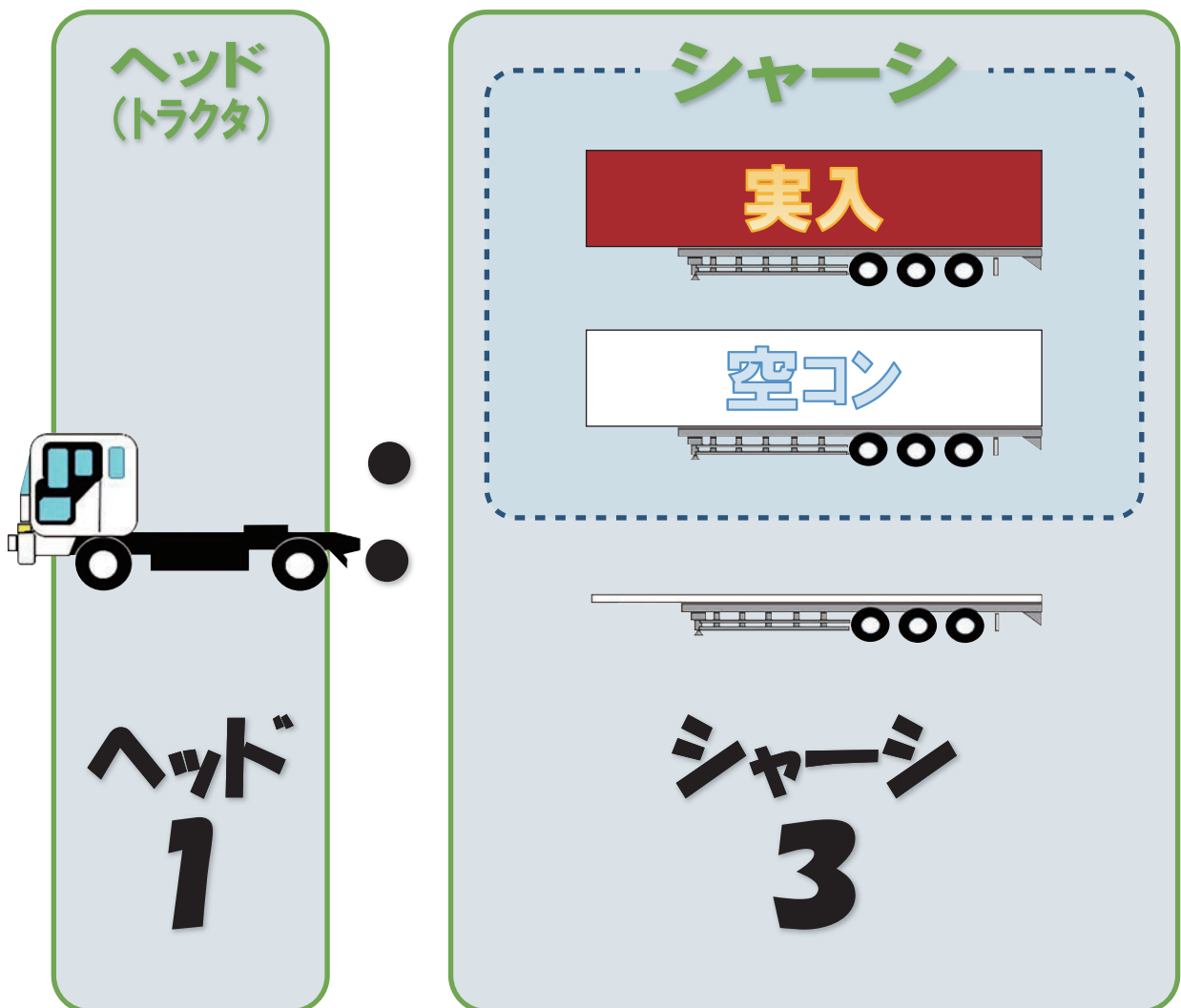
≪ (例) 一般的なトラック輸送 ≫



特徴 ラウンド輸送においてはシャーシの複数保有が必須です

海上コンテナ輸送は先程申し上げた『ラウンド輸送』という形態をとりますが、荷主の指定時間やコンテナヤードの滞留の発生等を考えると、複数台のコンテナ専用シャーシの用意が必要です。

そのため、**ヘッド1：シャーシ1**ではなく、



の比率で用意することが、海コン輸送では必要といわれています。

基本的にコンテナは…

● **中身がある(実入)**

○ **中身がない(空)**

の2種類です。

一方で、コンテナを積載していない状態のシャーシを用意することにより、実入と空が出払っているときでも対応することができます。

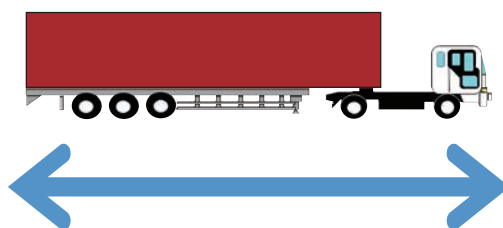
特徴 ラウンド輸送で活用するシャーシプール



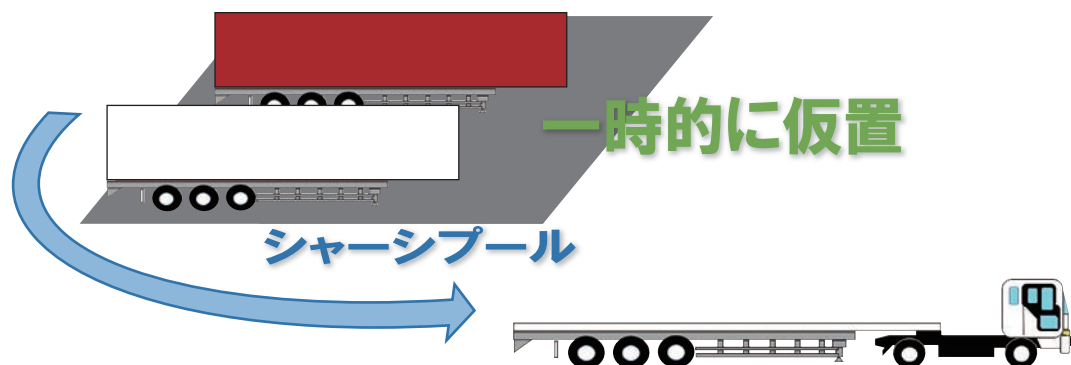
海上コンテナ輸送では複数台の専用シャーシが必要であることを説明しましたが、それら専用シャーシを**港頭地区**の埠頭の後背地に仮置しておくには貨物自動車運送事業の許可をとる際の認可車庫とは別に
 ○一時的に海コンシャーシを仮置きしておくためのスペースを用意しておく必要があります。
 このように一時的に仮置きしておくためのスペースを『シャーシプール』といいます。(コンテナ車専用の駐車場)



コンテナヤード
(CY)



配送先・配送元



切り離しが済めば、別のシャーシを繋いだり、
あるいはヘッドだけにしたり等、別の運用に向かいます。

⇒このような効率的な運用を図るには、コンテナ車の仮置場である『シャーシプール』を用意する必要があり、その賃貸借料金も負担しております。



1 枠あたりのシャーシプール使用料金例

広さ	料金	月額使用料	消費税	保証金 (使用料の3ヵ月分)
3.5m×40m		¥110,000	¥11,000	¥363,000
3.5m×38m		¥100,000	¥10,000	¥330,000
3.5m×13m		¥40,000	¥4,000	¥132,000

(出典：『大阪港埠頭ターミナル(株) 北港白津シャーシプール』より)

**各運輸局等別
令和6年3月国土交通省告示
「標準的な運賃」トレーラー(20tクラス)**

・

**海上コンテナ輸送割増率
適用後参考値**

◎距離制運賃◎

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎近畿運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	27,890	→	39,500
20km	31,870	→	45,000
30km	35,840	→	50,500
40km	39,810	→	56,000
50km	43,780	→	61,500
60km	47,760	→	67,000
70km	51,730	→	72,500
80km	55,700	→	78,000
90km	59,670	→	84,000
100km	63,650	→	89,500
110km	67,490	→	94,500
120km	71,330	→	100,000
130km	75,170	→	105,500
140km	79,010	→	111,000
150km	82,850	→	116,000
160km	86,690	→	121,500
170km	90,530	→	127,000
180km	94,370	→	132,500
190km	98,210	→	137,500
200km	102,050	→	143,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,560		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	18,900		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎北海道運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	25,740	→	36,500
20km	29,550	→	41,500
30km	33,350	→	47,000
40km	37,160	→	52,500
50km	40,960	→	57,500
60km	44,770	→	63,000
70km	48,570	→	68,000
80km	52,380	→	73,500
90km	56,180	→	79,000
100km	59,990	→	84,000
110km	63,640	→	89,500
120km	67,290	→	94,500
130km	70,940	→	99,500
140km	74,590	→	104,500
150km	78,240	→	110,000
160km	81,890	→	115,000
170km	85,540	→	120,000
180km	89,190	→	125,000
190km	92,840	→	130,000
200km	96,490	→	135,500
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,170		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	17,920		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎東北運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	25,570	→	36,000
20km	29,350	→	41,500
30km	33,130	→	46,500
40km	36,920	→	52,000
50km	40,700	→	57,000
60km	44,480	→	62,500
70km	48,260	→	68,000
80km	52,040	→	73,000
90km	55,820	→	78,500
100km	59,600	→	83,500
110km	63,230	→	89,000
120km	66,860	→	94,000
130km	70,490	→	99,000
140km	74,120	→	104,000
150km	77,740	→	109,000
160km	81,370	→	114,000
170km	85,000	→	119,000
180km	88,630	→	124,500
190km	92,260	→	129,500
200km	95,890	→	134,500
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,120		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	17,810		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎関東運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	29,070	→	41,000
20km	33,160	→	46,500
30km	37,240	→	52,500
40km	41,320	→	58,000
50km	45,400	→	64,000
60km	49,480	→	69,500
70km	53,570	→	75,000
80km	57,650	→	81,000
90km	61,730	→	86,500
100km	65,810	→	92,500
110km	69,770	→	98,000
120km	73,720	→	103,500
130km	77,680	→	109,000
140km	81,640	→	114,500
150km	85,590	→	120,000
160km	89,550	→	125,500
170km	93,500	→	131,000
180km	97,460	→	136,500
190km	101,420	→	142,000
200km	105,370	→	148,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,800		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	19,490		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎北陸信越運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	26,240	→	37,000
20km	30,070	→	42,500
30km	33,910	→	47,500
40km	37,740	→	53,000
50km	41,580	→	58,500
60km	45,410	→	64,000
70km	49,240	→	69,000
80km	53,080	→	74,500
90km	56,910	→	80,000
100km	60,740	→	85,500
110km	64,430	→	90,500
120km	68,120	→	95,500
130km	71,810	→	101,000
140km	75,500	→	106,000
150km	79,190	→	111,000
160km	82,880	→	116,500
170km	86,570	→	121,500
180km	90,260	→	126,500
190km	93,940	→	132,000
200km	97,630	→	137,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,250		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	18,130		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎中部運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	27,550	→	39,000
20km	31,480	→	44,500
30km	35,420	→	50,000
40km	39,360	→	55,500
50km	43,300	→	61,000
60km	47,240	→	66,500
70km	51,170	→	72,000
80km	55,110	→	77,500
90km	59,050	→	83,000
100km	62,990	→	88,500
110km	66,790	→	94,000
120km	70,590	→	99,000
130km	74,390	→	104,500
140km	78,190	→	109,500
150km	81,990	→	115,000
160km	85,790	→	120,500
170km	89,600	→	125,500
180km	93,400	→	131,000
190km	97,200	→	136,500
200km	101,000	→	141,500
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,480		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	18,700		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎中国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	26,410	→	37,000
20km	30,260	→	42,500
30km	34,110	→	48,000
40km	37,950	→	53,500
50km	41,800	→	59,000
60km	45,650	→	64,000
70km	49,500	→	69,500
80km	53,340	→	75,000
90km	57,190	→	80,500
100km	61,040	→	85,500
110km	64,740	→	91,000
120km	68,450	→	96,000
130km	72,160	→	101,500
140km	75,860	→	106,500
150km	79,570	→	111,500
160km	83,270	→	117,000
170km	86,980	→	122,000
180km	90,690	→	127,000
190km	94,390	→	132,500
200km	98,100	→	137,500
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,290		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	18,220		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎四国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	26,010	→	36,500
20km	29,820	→	42,000
30km	33,640	→	47,500
40km	37,450	→	52,500
50km	41,270	→	58,000
60km	45,080	→	63,500
70km	48,890	→	68,500
80km	52,710	→	74,000
90km	56,520	→	79,500
100km	60,330	→	84,500
110km	64,000	→	90,000
120km	67,660	→	95,000
130km	71,320	→	100,000
140km	74,990	→	105,000
150km	78,650	→	110,500
160km	82,310	→	115,500
170km	85,980	→	120,500
180km	89,640	→	125,500
190km	93,300	→	131,000
200km	96,970	→	136,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,190		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	17,990		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎九州運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
10km	26,120	→	37,000
20km	29,940	→	42,000
30km	33,750	→	47,500
40km	37,570	→	53,000
50km	41,390	→	58,000
60km	45,210	→	63,500
70km	49,020	→	69,000
80km	52,840	→	74,000
90km	56,660	→	79,500
100km	60,470	→	85,000
110km	64,140	→	90,000
120km	67,810	→	95,000
130km	71,480	→	100,500
140km	75,150	→	105,500
150km	78,820	→	110,500
160km	82,490	→	115,500
170km	86,160	→	121,000
180km	89,830	→	126,000
190km	93,500	→	131,000
200km	97,170	→	136,500
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	7,210		※2
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	18,020		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎沖縄総合事務局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
5 km	22,870	→	32,500
10km	24,720	→	35,000
20km	28,430	→	40,000
30km	32,140	→	45,000
40km	35,840	→	50,500
50km	39,550	→	55,500
60km	43,260	→	61,000
70km	46,970	→	66,000
80km	50,680	→	71,000
90km	54,390	→	76,500
100km	58,100	→	81,500
110km	61,650	→	86,500
120km	65,200	→	91,500
130km	68,750	→	96,500
140km	72,300	→	101,500
150km	75,850	→	106,500
160km	79,400	→	111,500
170km	82,950	→	116,500
180km	86,500	→	121,500
190km	90,050	→	126,500
200km	93,600	→	131,500
200kmを超えて10km を増すごとに加算す る金額	3,480		※2

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

**各運輸局等別
令和6年3月国土交通省告示
「標準的な運賃」トレーラー(20tクラス)**

・

**海上コンテナ輸送割増率
適用後参考値**

◎時間制運賃◎

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」にかかる参考値

◎時間制運賃表

(単位：円)

種別			車種別	「標準的な運賃」 トレーラー (20 t クラス)	→	※1 海上コンテナ (端数処理後の参考値)
			局 別			
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	68,890	→	96,500
			東北	68,440	→	96,000
			関東	76,840	→	108,000
			北陸信越	70,020	→	98,500
			中部	73,120	→	102,500
			近畿	73,970	→	104,000
			中国	70,430	→	99,000
			四国	69,470	→	97,500
			九州	69,700	→	98,000
			沖縄	66,390	→	93,000
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	41,330	→	58,000
			東北	41,060	→	57,500
			関東	46,100	→	65,000
			北陸信越	42,010	→	59,000
			中部	43,870	→	61,500
			近畿	44,380	→	62,500
			中国	42,260	→	59,500
			四国	41,680	→	58,500
			九州	41,820	→	59,000
			沖縄	39,830	→	56,000
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	930		※2
			東北	920		
			関東	930		
			北陸信越	920		
			中部	920		
			近畿	920		
			中国	920		
			四国	920		
			九州	920		
			沖縄	920		
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		北海道	3,700		※2
			東北	3,680		
			関東	4,920		
			北陸信越	3,970		
			中部	4,400		
			近畿	4,550		
			中国	4,060		
			四国	3,830		
			九州	3,900		
			沖縄	3,380		

※1 【参考値】「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、その適用方内容における「端数の処理」にならって端数処理した際の参考値。

※2 「標準的な運賃」の適用方に、『平成11年公示運賃の適用方』を準用したとき、「計算の順序」のうち、運送距離による運賃の計算を一番初めに行なうため、ここでは記載省略。

令和6年3月国土交通省告示「標準的な運賃」距離制運賃における
海コン割増率適用後各運輸局等別参考値

	近畿	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	中国	四国	九州	沖縄
5km										32,500
10km	39,500	36,500	36,000	41,000	37,000	39,000	37,000	36,500	37,000	35,000
	100%	92.4%	91.1%	103.8%	93.7%	98.7%	93.7%	92.4%	93.7%	88.6%
20km	45,000	41,500	41,500	46,500	42,500	44,500	42,500	42,000	42,000	40,000
	100%	92.2%	92.2%	103.3%	94.4%	98.9%	94.4%	93.3%	93.3%	88.9%
30km	50,500	47,000	46,500	52,500	47,500	50,000	48,000	47,500	47,500	45,000
	100%	93.1%	92.1%	104.0%	94.1%	99.0%	95.0%	94.1%	94.1%	89.1%
40km	56,000	52,500	52,000	58,000	53,000	55,500	53,500	52,500	53,000	50,500
	100%	93.8%	92.9%	103.6%	94.6%	99.1%	95.5%	93.8%	94.6%	90.2%
50km	61,500	57,500	57,000	64,000	58,500	61,000	59,000	58,000	58,000	55,500
	100%	93.5%	92.7%	104.1%	95.1%	99.2%	95.9%	94.3%	94.3%	90.2%
60km	67,000	63,000	62,500	69,500	64,000	66,500	64,000	63,500	63,500	61,000
	100%	94.0%	93.3%	103.7%	95.5%	99.3%	95.5%	94.8%	94.8%	91.0%
70km	72,500	68,000	68,000	75,000	69,000	72,000	69,500	68,500	69,000	66,000
	100%	93.8%	93.8%	103.4%	95.2%	99.3%	95.9%	94.5%	95.2%	91.0%
80km	78,000	73,500	73,000	81,000	74,500	77,500	75,000	74,000	74,000	71,000
	100%	94.2%	93.6%	103.8%	95.5%	99.4%	96.2%	94.9%	94.9%	91.0%
90km	84,000	79,000	78,500	86,500	80,000	83,000	80,500	79,500	79,500	76,500
	100%	94.0%	93.5%	103.0%	95.2%	98.8%	95.8%	94.6%	94.6%	91.1%
100km	89,500	84,000	83,500	92,500	85,500	88,500	85,500	84,500	85,000	81,500
	100%	93.9%	93.3%	103.4%	95.5%	98.9%	95.5%	94.4%	95.0%	91.1%
110km	94,500	89,500	89,000	98,000	90,500	94,000	91,000	90,000	90,000	86,500
	100%	94.7%	94.2%	103.7%	95.8%	99.5%	96.3%	95.2%	95.2%	91.5%
120km	100,000	94,500	94,000	103,500	95,500	99,000	96,000	95,000	95,000	91,500
	100%	94.5%	94.0%	103.5%	95.5%	99.0%	96.0%	95.0%	95.0%	91.5%
130km	105,500	99,500	99,000	109,000	101,000	104,500	101,500	100,000	100,500	96,500
	100%	94.3%	93.8%	103.3%	95.7%	99.1%	96.2%	94.8%	95.3%	91.5%
140km	111,000	104,500	104,000	114,500	106,000	109,500	106,500	105,000	105,500	101,500
	100%	94.1%	93.7%	103.2%	95.5%	98.6%	95.9%	94.6%	95.0%	91.4%
150km	116,000	110,000	109,000	120,000	111,000	115,000	111,500	110,500	110,500	106,500
	100%	94.8%	94.0%	103.4%	95.7%	99.1%	96.1%	95.3%	95.3%	91.8%
160km	121,500	115,000	114,000	125,500	116,500	120,500	117,000	115,500	115,500	111,500
	100%	94.7%	93.8%	103.3%	95.9%	99.2%	96.3%	95.1%	95.1%	91.8%
170km	127,000	120,000	119,000	131,000	121,500	125,500	122,000	120,500	121,000	116,500
	100%	94.5%	93.7%	103.1%	95.7%	98.8%	96.1%	94.9%	95.3%	91.7%
180km	132,500	125,000	124,500	136,500	126,500	131,000	127,000	125,500	126,000	121,500
	100%	94.3%	94.0%	103.0%	95.5%	98.9%	95.8%	94.7%	95.1%	91.7%
190km	137,500	130,000	129,500	142,000	132,000	136,500	132,500	131,000	131,000	126,500
	100%	94.5%	94.2%	103.3%	96.0%	99.3%	96.4%	95.3%	95.3%	92.0%
200km	143,000	135,500	134,500	148,000	137,000	141,500	137,500	136,000	136,500	131,500
	100%	94.8%	94.1%	103.5%	95.8%	99.0%	96.2%	95.1%	95.5%	92.0%

貸切運賃料金適用方（参考例）

I. 距離制運賃料金適用方

（適用する運送）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

3. （１）運賃及び料金は使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。
（２）車両が 2 両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2 両以上の車両を 1 車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を 1 車として計算します。
（３）継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

（運賃計算の方法）

4. （１）運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ 10%の範囲内で計算します。なお、運送距離が 200km までの場合、10km に満たない走行キロは 10km に切り上げて計算します。同様に、運送距離が 200km を超えて 500km までの場合、20km に満たない走行キロは 20km に、運送距離が 500km を超える場合、50km に満たない走行キロは 50km に切り上げて計算します。
（２）割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 10%の範囲内で計算します。

（端数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
（１）計算した金額が 10,000 円未満のときは、100 円未満の端数は 100 円に切り上げます。
（２）計算した金額が 10,000 円を超えるときは、500 円未満の端数は 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

④十分なリードタイムが確保されること

(2) $\{\text{車種別のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金}\} \div \{(\text{最大積載個数又は重量}) \times \text{基準積載率}(70\%)\}$

(速達割増等)

9. 次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額を加算します。

(1) 有料道路の利用、労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守を前提として、通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望する場合

(2) 有料道路の利用が認められない運送を希望する場合

この場合、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃を基準運賃とします。

(割引運賃)

10. 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる充分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に運賃表に定める割引率を乗じた金額を減算します。

(特殊車両割増)

11. 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

12. 日曜祝日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

13. 深夜・早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

14. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1 車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

15. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

16. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

17. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(地区割増料)

18. 貨物の発地又は着地が、別途定める区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

19. 3 ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1 回の運送距離が 200km を超えるものに限り。）については、基準運賃に対して 15% 以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

20. 1 個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ 100km 以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（１）又は（２）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ 20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
- （１）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
 - （２）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

21. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間（荷主による積込み・取卸しの時間を含みます）が各 30 分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。
- また、待機時間料及び次項の積込料・取卸料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。

(積込料・取卸料)

22. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料・取卸料については、所定の積込料・取卸料を収受します。但し、安全対策を施した積込み、取卸しなど、品目や業種などの特性上やむを得ない事情がある場合においては適用しないことがあります。
- また、積込料・取卸料及び前項の待機時間料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の積込料・取卸料を収受します。

(附帯業務料)

23. 品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。

(利用運送手数料)

24. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までに要した回数について、所定の利用運送手数料を収受します。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。

(燃料サーチャージ)

25. 調達する燃料費が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

26. （１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- （２）前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五

入します。

(有料道路利用料)

27. 有料道路利用を利用した区間の料金を運賃とは別に収受します。

(実費)

28. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

29. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ②割増率及び割引率の適用の計算
- ③上下それぞれ 10%幅の適用計算
- ④5 による運賃の端数処理
- ⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
- ⑥26 による加算の計算
- ⑦有料道路利用料、実費の計算

(中止手数料)

30. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合（荷主が責任を負わない事由を除く）の中止手数料は、次に定めるとおり収受します。

- ①集貨予定日時の 3 日前までに運送の中止をしたとき 収受しません
- ②集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金（22～23、25 及び 27～28 を除く。以下同じ）の 20%以内
- ③集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 30%以内
- ④集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 50%以内

(その他)

31. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

Ⅱ．時間制運賃料金適用方

（運賃料金計算の基本）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

（走行キロ及び時間の計算）

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

（従業員）

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

（距離制運賃料金適用方の準用）

5. 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、8（個建契約運賃）、9から17まで（速達割増等、割引運賃、特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、22から30まで（積込料・取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、燃料サーチャージ、消費税及び地方消費税の加算方法、有料道路利用料、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。この場合、8（個建契約運賃）における「車種別のキロ程に応じた距離制運賃」は「車種別の時間制運賃」と読み替えます。

港は世界の玄関口

我が国の貿易は、
港湾貨物が**99.9%**
担っております。

(『国土交通省・港湾統計／航空輸送統計調査(令和2年)』における貿易貨物取扱量より算出)



海は世界へと繋がる懸け橋、港は世界からの玄関口で、
日本から世界への輸出、あるいは世界から日本へと輸入するモノは
**必ずと言っていいほど港を通り、港から皆さまのもとに
私たち海上コンテナ輸送事業者がお届けします。**

これからも皆さまのもとに世界を届けることができるよう
皆さまの応援をよろしくお願いいたします！

